

入札者注意書

平成 30 年 7 月 2 日
宮城県農業共済組合長
(公印省略)

1 総 則

入札参加者が知り、かつ、守らなければならない事項は、入札説明書及びこの入札者注意書によるものとする。

2 異議の申立等

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、入札説明書、仕様書及びこの入札者注意書を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、担当職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札説明書等について不明を理由とする異議を申し立てることは、入札前及び入札後を問わずできない。

3 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、入札日時に封印した入札書をもって応札すること。この場合、封筒に入札者氏名を表記する。
- (2) 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状を持参させること。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札開始後は、終了までの間、入札会場への入退室は認めない。
- (5) 応札した入札書は、引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

4 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律 54 号)」等に抵触する行為を行ってはならない。

5 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 競争に参加する資格を有しない者(事前の審査等に合格しなかった者を含む。)が行った入札
- イ 委任状を持参しない代理人が行った入札

- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 入札金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

8 再度入札

開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

9 入札の中止

再度入札を行っても予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札を中止することがある。

10 同価格の入札

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

11 契約書の提出

落札者は、宮城県農業共済組合から交付された契約書に記名押印の上、落札決定の日から 30 日以内に宮城県農業共済組合に提出しなければならない。

ただし、宮城県農業共済組合がやむを得ないと認める場合は、この期間を延長することができる。

12 入札執行会場への入場制限

入札参加者の会場への入場は、各社1名とする。